

令和元年度

いじめ防止基本方針

川口市立里中学校

1 はじめに

本校では、目指す学校像として「からだを鍛え 心を磨く いつも仲間とともに 夢のある学校」を掲げています。これは、学校生活の学び全てを通して鍛え、多くの経験を積むことにより心豊かな、笑顔輝く生徒の育成につながると考えます。そして、生徒同士、生徒と先生等の人とのつながりを大切にし、仲間との関わりのある学校生活を送ることにより、人間性豊かで将来のことに夢をもてる生徒の育成を目指しています。

しかし、この社会生活の発達や変化から、コミュニケーション不足やSNS利用の拡大により、心無い言葉や方法で他の人の心を傷つける行為は後を絶たないのも現状です。そこで、教職員にはいじめを根絶する義務があり、生徒たちの命を守るという宿命があります。そのためにも生徒たちには、いじめを絶対に許さない強い信念を持たせることを目標にしています。いじめアンケートの実施、いじめ根絶に向けた生徒会行事の開催などを通して、いじめ根絶を目指していますが、ここ数年、数件のいじめを確認し、いじめゼロには至っておりません。

以上のような現状を踏まえ、里中学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「里中学校基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・川口市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組めるよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

2 いじめに対する基本方針

- ① いじめに対しては、学校組織全体で未然防止に取り組む。
- ② いじめの早期発見、早期対応に努める。
- ③ いじめの問題については、保護者、地域、関係機関と積極的な連携を図る。
- ④ いじめを絶対に許さない強い心を持ち、全校生徒が一丸となっていじめ根絶を目指して取り組む。

3 いじめの未然防止

いじめの未然防止は全ての教育活動において行う。

- ① 通常学級に在籍する特別に配慮を要する生徒への支援の充実：一人一人を大切にした教育活動を実践する。
- ② 特別支援教育の推進：ユニバーサルデザインを取り入れた指導を充実させる。

- ③ 積極的な生徒指導の実践：トラブル対応体制の確立。教育相談体制の強化。
- ④ 教育環境の整備：清掃活動の徹底、掲示物の充実など潤いのある環境づくり。
- ⑤ 人権教育の推進：差別の根絶を徹底する。
- ⑥ 道徳教育の充実：生徒相互、生徒と教職員の好ましい人間関係を確立する。
- ⑦ ライフスキル教育の取り組み：心の社会性の力を身につける。
- ⑧ 特別活動での実践：望ましい集団を形成する。
- ⑨ 部活動、委員会活動の充実：学年の枠を超えた集団づくり。
- ⑩ 学校行事の取り組み：学校行事をとして充実感や達成感を持たせる。

4 いじめの早期発見

学校の全ての教育活動において、アンテナを高くし生徒の会話や動きを注意深く観察し、「いじめのサイン」を見逃さず「いじめ」の早期発見に努める。

- ① 昼休みや、放課後などにおける生徒の動きを意図的、計画的に観察する。
- ② 授業中の生徒の動きや会話を観察する。授業の合間の休み時間も役割分担を明確にして、生徒たちに目をかけながら、次時の準備をする。
- ③ 部活動や委員会活動などの諸活動においても、担当する教員は生徒の様子をきめ細かく把握する。
- ④ 教育相談室からの情報に迅速に対応する。
- ⑤ いじめアンケートの結果から得た情報には素早く対応し個別面談を実施する。
- ⑥ 生徒・保護者・地域から提供された情報はより迅速に対応する。
- ⑦ 家庭訪問や面談等から情報収集する。
- ⑧ 入手した情報は即全体で共有し、複数の職員で迅速に対応する。

5 いじめへの対応

いじめやいじめの疑いがある行為を発見、または情報を入手した場合は、次のような手順で素早く対応する。

- ① いじめを発見した職員は直ちに「いじめ」を止める。
- ② いじめ情報を入手した場合は、被害生徒と通報生徒の安全を確保する。その後速やかに管理職（校長・教頭）へ報告する。
- ③ 管理職は情報入手者や発見者から詳しく状況を確認する。
- ④ 当該生徒の学年職員は状況を把握し、速やかに分担を決め、組織的に対応する。
- ⑤ 生徒指導委員会を中核にしていじめ問題の情報をまとめ、分析し対応策を校長の指示のもと決定する。
- ⑥ 教育相談部の職員が中心となり、当該生徒をはじめ、関係生徒の心のケアをする。

- ⑦ いじめに直接関わっていないが、第三者的の立場であった生徒にも、その行動内容に応じた適切な指導を行う。また、必要に応じて全校集会を開き再発防止に努める。

6 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- ① 重大な事態が発生した旨を、川口市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するために設置した組織を速やかに機能させる。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 いじめ防止等の対策のための組織

- ① 「生徒指導委員会」を毎週 1 回開催し、問題行動傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

構成メンバー：校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・養護教諭・各学年生徒指導担当教諭・いじめ対応教員・すこやか相談員・サポート相談員

- ② 「教育相談部会」を毎週 1 回開催し、不登校生徒や特別に支援を必要とする生徒について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

構成メンバー：校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・養護教諭・各学年生徒指導担当教諭・特別支援教育コーディネーター・すこやか相談員・サポート相談員・アシスタントティーチャー・スクールカウンセラー

- ③ 「民生委員・主任児童委員会」を年に 2 回開催し、学校外の第三者（関係機関・専門家）を交えて、現状や指導についての情報交換を行う。

構成メンバー：校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・教育相談主任・特別支援教育コーディネーター・民生児童委員・主任児童委員・里中学校教職員

いじめ防止に関する年間行事計画

	1 学年	2 学年	3 学年
4 月	・新入生に対するいじめ防止教育（学級づくり）	・いじめ防止教育（望ましい集団の育成）	
	・平成31年度いじめ防止基本方針の周知 ・『からだを鍛え 心を磨く いつも仲間とともに 夢のある学校～』をキャッチフレーズにいじめのない学校を周知徹底		
5 月	・自分自身に関わることとして、道徳の授業実施 ・生徒会活動としてのいじめ防止対策の実施		
6 月	・「人間であること」を活用した人権感覚の育成 ・「道徳の時間」で生徒一人一人の自尊感情を高める ・第1回民生児童委員との連絡協議会で情報交換		
7 月	・第1回いじめ調査アンケートの実施 ・非行防止教室の開催 ・「きれいにする会」を実施し、穏やかな心を育成 ・「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討 ・他人とのかかわりに関することとして、道徳の授業実施 ・家庭訪問、三者面談の実施（夏季休業中）		
8 月	・家庭訪問、三者面談の実施（夏季休業中） ・きらり川口いじめゼロサミットに向けた鳩ヶ谷地区会議参加 ・小中連携合同会議にて情報交換 ・人権感覚研修の実施		
9 月	・体育祭への取り組みを通して、友情や絆を深める ・「きれいにする会」を実施し、穏やかな心を育成		
10 月	・自然とのかかわりとして、道徳の授業実施 ・自治会集会の実施 ・第2回民生児童委員との連絡協議会で情報交換		
11 月	・合唱コンクールへの取り組みを通して、友情や絆を深める ・ロードレース大会の行事を通して、仲間との関わり方を高める ・三者面談の実施		
12 月	・第2回いじめ調査アンケートの実施 ・「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討 ・きらり川口いじめゼロサミット参加 ・「きれいにする会」を実施し、穏やかな心を育成		
1 月	・生徒会としてのいじめ防止対策の実施		
2 月	・第2回学校評議員会にて基本方針の協議 ・「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表 ・人間としての在り方生き方とのかかわりとして、道徳の授業実施 ・第3回いじめ調査アンケートの実施		
3 月	・「きれいにする会」を実施し、穏やかな心を育成 ・今年度の問題点の検討及び次年度の取り組みの検討（いじめ防止委員会）		